

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年5月31日	
寝屋川市長 殿	
提出者	
住所 大阪市中央区本町4丁目1番13号	
氏名 株式会社 竹中工務店大阪本店	
執行役員本店長 弦田 康平	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6252-1201	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 竹中工務店大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区本町4丁目1番13号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	323,927百万円
③従業員数	2,063人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず [※]	ガラス陶磁器等くず [※]
	排 出 量	196.35 t	1.00 t
	（これまでに実施した取組） ・工法の改善 ・梱包材の簡素化 ・ユニット化搬入 ・実寸発注の実施 ・資材の再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず [※]	ガラス陶磁器等くず [※]
	排 出 量	157.08 t	0.80 t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記を検討 ・個別工事における工法の改善による産業廃棄物の削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊、ガラス陶磁器くず）、廃プラスチック類、塩ビ、木くず、金属くず、石膏ボード、ALC、混合可燃物（紙くず、繊維くず）は分別すると共に、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取り組みを維持、推進していく。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
14,913.98 t	396.96 t	38.48 t	254.80 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
11,931.18 t	317.57 t	30.78 t	203.84 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
174.10 t	0.90 t	t	t

②計画

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
139.28 t	0.72 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） 建設汚泥やがれきの自ら利用について検討をしていきたい。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
（これまでに実施した取組） 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
（今後実施する予定の取組） 建設汚泥やがれきの自ら利用について検討をしていきたい。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス陶磁器等くず
	全処理委託量	196.35 t	1.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	24.75 t	1.00 t
	再生利用者への処理委託量	171.60 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	24.75 t	1.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれぎ類	建設混合廃棄物（管理型）
14,913.98 t	396.96 t	38.48 t	254.80 t
2,993.98 t	76.96 t	38.48 t	254.80 t
14,820.00 t	320.00 t	11.10 t	0.00 t
93.98 t	14.80 t	27.38 t	254.80 t
0.00 t	62.16 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
174.10 t	0.90 t	t	t
174.10 t	0.90 t	t	t
0.00 t	0.90 t	t	t
174.10 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス陶磁器等くず
	全処理委託量	157.08 t	0.80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.80 t	0.80 t
	再生利用業者への処理委託量	137.28 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	19.80 t	0.80 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社登録業者（建設副産物部会）からの選定を基本とする。 ・部会からの選定ができない場合、可能な限り優良認定処理業者から認定する。 ・原則として電子マニフェスト対応可能な処理業者を選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。 		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
11,931.18 t	317.57 t	30.78 t	203.84 t
2,395.18 t	61.57 t	30.78 t	203.84 t
11,856.00 t	256.00 t	8.88 t	0.00 t
75.18 t	11.84 t	21.90 t	203.84 t
0.00 t	49.73 t	0.00 t	0.00 t

②計画

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
139.28 t	0.72 t	t	t
139.28 t	0.72 t	t	t
0.00 t	0.72 t	t	t
139.28 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

いずれも処理会社に処理委託し、主に以下工程で処理する。

- ・ 汚泥→脱水・固化等により再資源化、または埋立
- ・ 廃油→油水分離・エマルジョン処理等により再資源化
- ・ 廃プラ→R P F化により再資源化、または焼却により熱回収
- ・ 紙くず→焼却により熱回収
- ・ 木くず→破碎により再資源化または、焼却により熱回収
- ・ 金属くず→破碎等により再資源化
- ・ ガラス陶磁器くず→破碎等により再資源化または埋立
- ・ がれき類→破碎等により再資源化
- ・ 混合廃棄物→選別、破碎等により再資源化及び埋立

別添2 管理体制図

